

件名	食品衛生法施行条例及び愛媛県ふぐ取扱者条例の一部を改正する条例
主管課	薬務衛生課
根拠法令等	食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成15年政令第505号）、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成15年政令第504号）

【改正の概要】

1 食品衛生法及び食品衛生法施行令の一部改正に伴う規定整備（条ずれ）

(1) 食品衛生法施行条例の一部改正

法「第15条」	法「第26条」
法「第19条の17」	法「第48条」
法「第19条の18」	法「第50条」
法「第20条」	法「第51条」
法「第21条」	法「第52条」
政令「第5条」	政令「第35条」

(2) 愛媛県ふぐ取扱者条例の一部改正

法「第4条」	法「第6条」
--------	--------

2 と畜場法（昭和28年法律第114号）の一部改正に伴う規定整備（用語の整備）
用語の整備 「と殺」 「とさつ」

3 食品、器具及び容器包装等の命令検査に係る手数料の改定

食品衛生法及び食品衛生法施行令の一部改正により、法に基づく命令検査の対象が一部の食品、器具及び容器包装（ハム、ソーセージ、清涼飲料水等）からすべての食品等に拡大されたため、検査手数料を改定（衛生環境研究所の使用料と同額）

食品等検査手数料

- | | |
|---|---|
| <p>(1) 食品、器具及び容器包装の理化学試験の定性分析試験 1項目につき 3,000円</p> <p>(2) 食品、器具及び容器包装の理化学試験の定量分析試験 1項目につき 5,000円</p> <p>(3) 食品、器具及び容器包装の細菌試験 1項目につき 3,000円</p> <p>(4) 添加物の規格試験 1件につき 10,000円</p> | <p>食品、添加物並びに器具及び容器包装の検査の項目ごとに 29,560円を超えない範囲内において規則で定める金額</p> |
|---|---|

施行日 公布の日

【その他参考事項】

食品衛生法、政令の一部改正の概要

BSE問題や偽装表示問題などを契機に高まった、食品の安全性に対する国民の不安や不信を踏まえ、国民の健康の保護を図るため、食品の安全性の確保のための施策を充実させようとするもの。

法の目的に「国民の健康の保護」を明記

国、地方自治体及び食品等事業者の責務規定の創設

特殊な方法により摂取する食品等の暫定流通禁止措置

知事等が毎年度策定する監視指導計画に従い監視指導を実施する仕組みの導入

命令検査の対象を政令で指定する制度の廃止 等